

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学経営協議会委員の手当等に関する規程

平成16年4月1日
規程第 64 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則第21条（平成16年基本規則第1号）第3項第3号に規定する経営協議会委員（以下「委員」という。）の手当等に関し必要な事項を定める。

(手当の額)

第2条 委員の手当は、経営協議会又は学長選考・監察会議に出席した日1日につき4万円とし、1日に経営協議会及び学長選考・監察会議に出席した場合においても同額とする。

(旅費の支給)

第3条 経営協議会又は学長選考・監察会議への出席に伴う旅費については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学旅費支給規程（平成16年規程第68号）の定めるところにより支給する。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員の手当等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。